

## ◎ふれあい相談員について

社会福祉法人ふれあい社会福祉協会（以下、「ふれあい」）は2020年4月、ハンセン病の回復者、元患者の家族らの暮らしをサポートするため「ふれあい相談センター」を開設し、ふれあい相談員による相談事業を始めました。

「ふれあい」は国から事業を受託し、回復者らを支援する活動を続けてきましたが、2019年11月改正の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」で元患者の家族への支援も充実させることとなったため、ふれあい相談員を新たに編成して相談支援体制を拡充しました。

ふれあい相談員はハンセン病や回復者らの事情に精通した社会福祉士、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカー、看護師らで組織され、「ふれあい相談センター」の統括の下で全国のハンセン病療養所の福祉担当者や療養所退所者団体、家族団体と連携しながら相談支援などに携わります。また、電話による相談窓口も24時間・365日体制で開設し、回復者と家族からの各種の相談に応じます。

「ふれあい」はかねてから療養所からの社会復帰者の各種支援事業を続け、退所者から生活する上での悩みや後遺症の治療や住居などをめぐる相談が寄せられるたび、相談者の居住地の近くにいるボランティアや関係する療養所の福祉担当者らと連絡を取り、所要のサポートを行ってきました。

2012年からは日本ソーシャルワーカー連盟が所管する「ハート相談センター（以下、「ハート」）」と連携し、「ハート」に所属する相談員に個別支援事業と電話相談事業を委ねてきました。しかし、2020年3月、同連盟などが運営していたハンセン病委員会が突然、活動を停止し、ハンセン病関連の事業から手を引いてしまいました。このため「ふれあい」では、「ハート」の相談員の支援活動に支障が生じ、支援対象の回復者らに不都合が及ぶことを危ぶみ、急遽、心ある「ハート」の相談員らの賛同を得て「ふれあい相談センター」を開設。直属の相談員として契約し、支援事業をスタートさせることにしたのです。

これまで「ハート」が行っていた電話相談についても受付日時が週2日各3時間に限定され、使い勝手の悪さが指摘されてきましたので、今後はスマートフォンの最新のアプリケーションを活用し

て、相談員が24時間365日、相談に応じるシステムを展開、利用者の要望に応えることいたしました。

国の家族支援策がスタートして施策の充実が求められている折、平準化された相談事業を全国規模に拡充することを視野に入れ、全国の療養所のケースワーカーをはじめ社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会ハンセン病回復者支援センターなどとの協力関係を強化し、事業を充実させる方針です。

なお、「ふれあい相談センター」の相談事業の実施方法、実施状況については回復者や元患者家族、有識者らで構成する評価委員会を設置して、調査、検証に基づく意見や提言を求めて充実を期します。元患者家族への支援事業が開始されたことに伴い、相談や支援件数の増加が見込まれる折、ふれあい相談員についても研修を重ね、きめ細やかな対応によって確かな成果を求めてまいります。

以上